

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 吉岡 美智子

1 日 時

平成26年6月27日（金） 午後1時02分から
午後3時05分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

吉岡美智子、濱田洋、阿部英仁、田中利明、酒井喜親、首藤隆憲、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 日高雅近 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 請願42については、不採択とすべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを賛成少数をもって決定した。
- (2) 第74号議案のうち本委員会関係部分及び第75号議案から第77号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 第1号報告のうち本委員会関係部分及び第2号報告については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (4) 継続請願39については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。
- (5) 陳情42及び同43について、執行部の意見を聴取した。
- (6) 国東半島芸術祭について、大分フットボールクラブについて及び県立美術館整備の進捗状況について、執行部から報告を受けた。
- (7) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。県外所管事務調査の行程について決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	赤峰宏史
政策調査課調査広報班	主査	上田雅子

総務企画委員会次第

日時：平成26年6月27日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

13：00～14：10

(1) 合議案件の審査

請 願 42 安倍内閣がすすめる集団的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について

(2) 付託案件の審査

第 74号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）について
（本委員会関係部分）

第 75号議案 大分県税条例の一部改正について

第 76号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

第 1号報告 平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）について
（本委員会関係部分）

第 2号報告 大分県税条例の一部改正について

継続請願 39 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 42 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求めることについて

(4) その他

3 企画振興部関係

14：10～15：20

(1) 付託案件の審査

第 74号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）について
（本委員会関係部分）

第 77号議案 物品の取得について

(2) 付託外案件の審査

陳 情 43 免税軽油制度の継続を求めることについて

(3) 諸般の報告

①国東半島芸術祭について

②大分フットボールクラブについて

③県立美術館整備の進捗状況について

(4) その他

4 協議事項

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

吉岡委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、佐々木委員が少しおくれるということなので、ご了承を願います。

去る4月14日の初委員会においていただいた、今年度の組織と事業に関する説明を踏まえ、先月14日の中部振興局管内を皮切りに、今月4日の豊肥振興局管内まで、県内所管事務調査を実施いたしました。

各振興局並びに関係団体、関係者の皆様には、地域の有形、無形の資源を生かした地域振興策の展開や危機管理対策の強化、各産業の振興など多様な課題に、積極的に取り組んでおられました。

また、県税事務所の皆様には、県財政の根幹をなす県税収入の確保のため、ご尽力いただいておりますご苦勞に対し、敬意を表した次第でございます。

今回の調査につきましては、今後の委員会運営、あるいは議会活動の参考とさせていただきます。

島田部長初め執行部の皆様には、ご協力いただきありがとうございます。

それでは、付託案件の審査に入ります。本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、報告2件、継続請願1件及び福祉保健生活環境委員会から合い議のありました請願1件でございます。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、福祉保健生活環境委員会から合い議のありました請願42安倍内閣がすすめる集团的自衛権行使容認に反対する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは、請願42安倍内閣がすすめる集团的自衛権行使容認に反対する意見書の提出についての請願について、説明いたします。

お手元の請願文書表2ページをごらんください。

請願にあります集团的自衛権の行使に関する議論については、防衛政策の根幹及び憲法解釈に深くかかわるものであると考えています。その論議については、国の専管事項であり、県執行部としては、具体的に言及する立場にはないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決をいたします。

酒井委員 委員長いいですかね。質疑じゃなくて、私どもの意見とか。

吉岡委員長 どうぞ。

酒井委員 採決をする前に、もう内容は皆さんご案内のとおりというふうに思っておるところでございますけど、これまでの国、それから国会も含めまして、この集团的自衛権は憲法違反であるという見解をして、ここに来て、今、議論が国会で行われておるわけでご

ございます。したがって、国民の最近の世論調査なり、これに対する関心も非常に強くなっている中で、やっぱり6割近い方がこれについては反対であるということと、まだ十分審議が尽くされていないというふうな世論調査も出ておるわけでございますから、そうしたことを踏まえながら、やっぱりこれは慎重に扱うべきというふうに私は思っておるところでございますので、委員の皆さんもそういう立場でよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

できれば通してもらいたんですけど、いろいろ意見もあろうと思っておりますからですね。

阿部委員 この内容が行使容認に反対する意見書を出してくれということだから、それはここで合い議が来ている以上、ここはこことして採決をして、そちらのほうに、福祉のほうに送っていく。これは手順だから、その手順は踏ませていただく、踏んだほうがいい。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

お諮りします。

本請願は、採択すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

吉岡委員長 賛成はお二人でございます。賛成少数でございます。

よって、本請願は不採択とすべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定をいたしました。

では、合い議案件の審査が終わりましたので、池永参事監初め生活環境部はここで退室いたします。お疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

吉岡委員長 次に、第74号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）の審査を行います。本委員会関係部分のうち、総務部関係分の説明をお願いします。

島田総務部長 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げたいと存じます。

冒頭、吉岡委員長から県内所管事務調査についてお述べになりましたが、今回、大変熱心に調査をいただいて、大変建設的なご意見を多数いただいたというふうに報告を受けております。私どもとしても、いただいた意見、これからの政策にできる限り反映していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第74号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）の歳入について説明をいたします。

お配りしております総務企画委員会説明資料という資料の1ページをごらんください。こちらの資料になりますが、総務企画委員会説明資料です。

表紙をおめくりいただきまして、1ページであります。補正の趣旨、枠囲いのところに記述しておりますけれども、今回の補正は、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド制度等に基づきまして、労務単価の急激な上昇やコンクリート等の資材費の高騰に対応し、工事の円滑な施工を確保するものであります。具体的には、県立美術館や県庁舎耐震改修などの工事費の増額分を計上するものであります。

資料変わりました、お手元の平成26年度補正予算に関する説明書という冊子をごらんください。平成26年度補正予算に関する説明書であります。

横向きの冊子ですが、こちらの資料の2ページですけれども、2ページの左下になりますが、左下の歳入合計欄の左から2番目にありますとおり、補正額は2億2,309万6千円であります。既決予算と合わせますと5,920億4,309万6千円となります。

同じ資料の5ページをお開きください。

第7款分担金及び負担金であります。補正予算額50万4千円につきましては、重要港湾改修事業に充てる市町村負担金であります。

さらに1枚おめくりいただいて7ページですが、第9款国庫支出金では、公共事業等の財源として社会資本整備総合交付金など2,420万2千円をそれぞれ計上しております。

9ページをお開きください。

9ページは繰入金であります。合わせて1億6,439万円を計上しております。第1目では、財政調整基金を2,107万8千円取り崩します。また、第6目県立文化・スポーツ施設等整備基金では、県立美術館建設事業に必要な1億4,331万2千円を取り崩すこととしております。

次の11ページ、第15款県債であります。3,400万円を計上しております。これは重要港湾の改修費並びに県庁舎の耐震改修費の増額に充てるものであります。

歳入については以上でございます。歳出については、総務部関係のものはございません。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

別にご質疑もないようでございますので、本議案の採決は、企画振興部関係分の審査後に行います。

次に、第75号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 第75号議案大分県税条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書のほうは7ページでございますが、お手元の委員会資料の2ページをお開き願います。

この改正でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されまして、4月1日に一部施行されたということに伴いまして、大分県税条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正の背景でございます。上の図をごらんください。

本年4月から地方消費税が引き上げられましたが、大分県の場合、左側の交付税の交付団体でありますので、消費税が引き上げられまして、税収が増になっても、その分、地方交付税が減額となり、収入の総額は変わらないということになってしまいます。

一方で、東京都などの不交付団体の場合でございますと、右側の図のとおり消費税が引き上げられ、税収が増になりますと、交付税をもらっていないので、減収となる分がなく、その分、増収となってしまいます。これではかえって格差のほうが拡大してしまうということになりますので、不交付団体の実質増収となる分をめぐるといたしまして、法人県民税

の一部を国税化しまして、つまりは、一旦、国のほうに引き上げまして、交付税として再配分するというところで、偏在の是正を図ることとしたのが改正の背景の1つ目でございます。

それから、2つ目の改正の背景でございますが、下の図をごらんください。もともと地方法人課税につきましては、地域間の偏在性が大きく、年度間の税収の変動が大きいということから、その偏在是正が課題でございました。人口1人当たりの税収額の格差を見ますと、地方法人二税では、その最大と最小の格差は5.7倍にも及びます。比較的格差が小さいとされております地方消費税の格差が1.8倍ということであることから、とりわけ地方法人課税につきましては、地域間の偏在性が大きいという課題があるところであります。

このことから、平成20年度に暫定的な偏在是正措置といたしまして、地方法人特別税制度が導入されましたが、暫定措置のために、税制の抜本的な改革にあわせて見直すこととされておりました。しかしながら、消費税率8%の引き上げの段階では、税制の抜本的な改革といたしましては途上であるということ。それから、先ほど申し上げました交付税方式による偏在是正方式でございますけれども、今までの偏在是正効果を解消できるほどの効果がまだないというふうなことから、地方法人特別税の3分の1を法人事業税に復元いたしまして、残りの3分の2につきましては、交付税方式による偏在是正を補完する措置として残置するということとなりました。これが改正の背景の2つ目でございます。

それでは、次の3ページのほうに移っていただきまして、具体的な改正の中身のほうを説明させていただきます。

左側の1の法人県民税の税率の引き下げでございます。法人県民税では、法人県民税と法人税割の税率5%のうち1.8%を切り離しまして、国が地方法人税として、賦課徴収の上、交付税特別会計に直接繰り入れまして、それから地方交付税という形で交付するというものでございまして、これに伴いまして、左下の表がありますが、本則税率、今、法人県民税の法人税割の税率であります、5%につきまして3.2%に、それから、超過税率につきまして5.8%あるのを4%に引き下げるものであります。

次に、右上の図の法人事業税の税率の引き上げでございます。外形標準課税対象法人ではない普通法人では、その右上の図のとおり地方法人特別税の税率4.3%のうちの3分の1に相当する1.4%分を切り離しまして、法人事業税に復元いたします。それで、法人事業税の税率を5.3%から6.7%に引き上げるものであります。

法人事業税の税率につきましては、法人の種類や取得金額により異なりますが、右下にある一覧表のとおり引き上げることが改正の内容でございます。ちなみに、この改正によります影響額につきましては、右側の中段ぐらいのところに影響額を推計して載せております。減少する分につきましては、地方交付税等で補完されるということとなっております。

それから、一番下、3のその他の所要の規定の整備でございますが、外国法人の事務所等の定義の変更、非居住者に対する外国税額控除の適用、開始届提出法人へのマンション敷地売却組合の追加などを行うこととしております。

施行期日につきましては、1の法人県民税の税率引き下げと、2の法人事業税の税率の引き上げにつきましては、平成26年10月1日から、3のその他の所要の規定の整備に

つきましては、上から平成28年1月1日、中ほどにあります非居住者につきましては、平成30年1月1日、一番下にあります部分につきましては、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するという事としております。

以上で終わります。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

酒井委員 地方消費税は、今度5%から8%に上がった関係で、今度の改正というふうに思っております。これによって、地方消費税が25億円ぐらい国から措置をされる、違うんですかね、措置をされたというのは。

安部税務課長 26年度当初予算で、消費税が引き上げられた分の社会保障財源化ということで、県としましては24億9,300万円、社会保障の充実に財源を振り分けたということで言っております。

先ほど説明しました中身といたしましては、不交付団体の分でいきますと、今回、消費税の引き上げで約2千億円増収になる。東京都あたりが単純に不交付団体でありますから、消費税が増収になった分が丸々増収となつてはね返ってくると。この分が全体で約2千億円ぐらいかかるというふうに言われておまして、そういうことから偏在性を是正するというので、法人県民税の法人税割を税率を引き下げまして、その分、国が吸い上げて、交付税という形で各都道府県間に配分するというような仕組みがつくられたということでございます。

酒井委員 ここで問題は、約25億円の地方消費税が引き上げによって、地方交付税で措置をされていたわけですけど、問題は、この25億円の使い道、使途が、私どもから言えば、やっぱり消費税が上がってくることによって消費税対策に問題を持ってもらいたいわけですけど、中身はほとんど社会保障関係しか使っちゃいけないということで制約があるのか、それとも地方交付税みたいに自由にある程度柔軟にこれが使われるのか、その点について、もしわかればお答えいただきたいと思えます。

安部税務課長 単純に地方で入ってくる分の地方消費税としての増収分につきましては、社会保障財源化ということで目的が限定されておまして、今、申し上げましたのは、法人という意味での法人税割を国が吸い上げて、交付税という形で配分するんですけども、その辺については特に色はついていないということでございますので、その分は東京都あたりに行っている分もこちらのほうに、もともと偏在性があつたものですから、この分も地方に回すというような話でございますので、先ほど言ったような、単純に消費税で入ってくる分とはまたちょっと性質が違いますものですから、そういった使途の制限はないというふうに思っております。

酒井委員 いやいや、だから、本県の場合は、これを社会保障関係に全部、結局、当初予算で回したんですね。

安部税務課長 今回3%引き上げられた、5%から8%に、3%引き上げられた部分につきまして、社会保障財源化ということで24億9,300万円にしたんですけども、今、説明した話は、今回、税制改正によりまして法人県民税の法人税割が引き下げられて、国が交付税として配分すると。それで、その話はまだもうちょっと先の話になってまいります。具体的には、実質的には、平年度化するのが平成28年度ぐらいということも

言われておりました。

酒井委員 それなら普通交付税と同じように、自由にその分は28年度からは使えるという事で確認していいですかね。

安部税務課長 そういうことでございます。

酒井委員 わかりました。

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第76号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 それでは、第76号議案大分県税特別措置条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案書のほうは10ページでございますが、お手元の資料の4ページをお開き願います。

この改正は、企業立地促進法に関しまして、地方税の課税免除に伴う減収補填措置が行われる要件等を定める総務省令が一部改正されたことに伴いまして、大分県税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

まず、企業立地促進法の概要につきましてご説明いたします。一番下の枠で囲んだ部分をごらんください。

まず、国が定めました基本方針に基づきまして、県は基本計画を作成し、国の同意を得ます。本県の基本計画は、県内全域を集積区域とし、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を計画期間としております。事業者である企業は、この基本計画に基づく企業立地計画を作成いたしまして、県の承認を受けるということになります。

その上の枠囲みでございますが、対象事業者が基本計画の同意の日から5年以内に承認企業立地計画に従いまして、同意集積区域対象施設、これは家屋・土地の取得価格2億円以上、農林漁業関連業種の場合は5千万円以上の施設を設置すれば、県税の課税免除を受けることができます。

今回の主な改正内容でございますが、現行では大臣同意が平成26年3月31日までになされたものが減収補填措置の対象となっておりますが、今回の省令改正によりまして、国の同意を得る期間が平成28年3月31日までの2年間延長されたことから、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては公布の日からとし、平成26年4月1日にさかのぼって適用することとしております。

以上でございます。

吉岡委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様、どうぞご質問がございましたら。

濱田副委員長 これまでの企業立地、たくさんしておりますが、いわゆる実施の、今までの実施した事例はどのくらいあるんですか。ほとんどの企業がやっておるんですかね。

安部税務課長 これまでの課税免除の実績件数ということでお答えさせていただきたいと思います。平成21年度から適用がされておりまして、平成21年度でいきますと2件、課税免除件数がございます。それから、平成22年では8件、平成23年度では5件、平成24年度で7件、平成25年度で2件というような適用になっております。

企業立地された企業が全てこれに合致するかどうかということになりますと、要は設備の取得価格要件などいろいろ条件がございますので、そういった要件を満たした企業であれば、課税免除を受けられるんでありますけれども、そうでない企業等もございましてしょうから、全体幾つのうち、今申し上げた件数が幾らかというのは、そこまでちょっと把握できておりません。今のは適用を受けた件数ということでございます。

吉岡委員長 ほかの委員の皆さんよろしいですか。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑はないようでございますので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

島田総務部長 それでは、第1号報告平成25年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入全般と総務部関係の歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正ですが、3月の第1回定例会閉会後に生じた県税の増収や地方交付税、退職手当の額の確定及び公共事業の内示などを受け、地方自治法第179条第1項に基づき、専決処分を3月31日付でさせていただいたものであります。

お手元の議案書、大分県議会定例会議案をごらんください。

議案書の21ページですが、議案書21ページの第1条にありますとおり、今回補正した額は4億959万6千円の減額であります。この結果、平成25年度の一般会計予算額は、最終的に5,792億4,467万3千円となります。

その主な内容ですが、次の22ページをお開きください。

まず歳入ですが、第1款県税では、右から2列目の補正額の欄にあるとおり総額で12億5千万円の増額です。これは輸出産業を中心とした企業業績の回復に伴い、法人2税が増収となったほか、円安や原油輸入量の増加などに伴う輸入額の増加により地方消費税が増収となったことなどから、まず、第1項県民税の1億9,087万8千円、第2項事業税の1億7,197万1千円、第3項地方消費税の9億207万1千円をそれぞれ増額するなど、所要の補正を行ったものであります。

この結果、県税の累計額は右端の計欄のとおり、右上ですが、1,037億5千万円となり、最終予算ベースでは昨年度に比べますと36億円の増となっております。

次の23ページをごらんください。

中ほどの第3款地方譲与税では、全国的な企業業績の回復に伴い、第1項地方法人特別譲与税が1億6,331万3千円の増となります。このページ、一番下の第5款地方交付税の4億6,676万8千円の増については、本年2月の雪害対策の費用なども含めまし

て、特別交付税の額が確定したことによるものであります。

次に、24ページをお開きください。

第9款国庫支出金であります、5億488万5千円の減額です。これは、国の経済対策を受けまして3月に補正いたしました公共事業費の内示減に伴うものであります。

第12款繰入金につきましては、先ほど申し上げた県税や地方交付税等の増収などにより生じた財源を活用して、今後の財政運営に備えるために財政調整基金の繰り入れを16億円減額し、基金に積み戻します。

続いて25ページですが、第15款県債は3億3千万円の減額です。これは先ほどの公共事業費の内示減によるものであります。

次に、総務部関係の歳出ですが、1枚おめくりいただきまして、26ページをお開きください。

26ページの一番上、第2款総務費第1項総務管理費2億1,089万9千円の減額ですが、これは知事部局職員の退職手当額の確定によるものであります。

また、次の27ページ、第13款諸支出金第1項積立金については、今後の県有施設の計画的保全等に備えまして、県有施設整備基金に12億円を積み立てるものであります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様、どうぞ質疑ございましたら。

酒井委員 第2号報告で自動車取得税が専決されたんですけど、現行の自家用車が、これは調整絡みもありますけど、5から3ということになります。25年度で見ますと自動車取得税の額が歳入で説明がありましたとおり、合計で13億9,100万円近く、かなり収入があるわけですけど、これによって、26年度は大体見込みとしてどのくらいになるかということと、もう1点は、23ページの地方交付税で、特交の分が2億6,600万円ほど今回補正で説明がありましたけど、これは市町村にもこれを、これからもう配分がされたというふうに思いますけどどうですか。

吉岡委員長 酒井委員、今、第1号報告を審議しているので、次の段階でお願いします。

先に第1号議案の審査を進めたいと思います。

島田総務部長 交付税の分だけ説明をいたします。

吉岡委員長 では、関連部分だけ。

長谷尾財政課長 「市町村への」という酒井委員のお話でございました。これは県の特別交付税でございまして、市町村には市町村に普通交付税、特別交付税ということで別途配分があるということでした。ちょっと私のほうは承知いたしておりません。

酒井委員 市町村分はまだ県ではつかんでいないんですかね。

川野市町村振興課長 市町村分の交付税、特別交付税は、市町村振興課のほうで処理をいたしまして、25年度分について交付済みでございます。

酒井委員 後でもし、それが資料として出されればもらいたいんですけど。

川野市町村振興課長 はい、わかりました。

吉岡委員長 第2号については、後で報告をお願いします。

では、あと委員の皆様、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、これで質疑を終わります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 それでは、第2号報告大分県税条例の一部を改正する条例につきまして、ご報告いたします。

議案書のほうは29ページでございますが、お手元の資料の5ページをお開き願います。

この件につきましては、平成26年3月20日の本委員会で専決のご了承をいただいているところでございますが、平成26年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律のうち、本年4月1日から施行される規定に基づきまして、専決処分により県税条例の改正を行ったものでございます。

改正の内容についてでございますが、1の不動産取得税につきましては、新耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、かつ、取得後6カ月以内に新耐震基準に適合するための改修を行った上で入居した場合は、一定の税額を減額するものでございます。

2の自動車取得税につきましては、税率の引き下げと、いわゆるエコカー減税の拡充を図るものでございます。

まず、税率の引き下げでございますが、(1)の表にありますとおり、現行は、軽自動車を除く自家用自動車は取得価格に対しまして5%、営業用自動車及び軽自動車につきましては3%の税率が適用されておりますが、軽自動車を除く自家用自動車につきましては3%へ、営業用自動車及び軽自動車につきましては2%に税率を引き下げるものであります。

次に、エコカー減税の拡充でございますが、(2)の表にありますとおり、現行75%の割合で税率を軽減されている自動車につきましては、軽減割合を80%に、50%の割合で軽減されている自動車につきましては、軽減割合を60%にそれぞれ引き上げるものであります。

3の自動車税についてでございます。いわゆるグリーン化特例につきまして、適用期限が平成26年の3月をもって終了することから、適用期限を2年延長するとともに、(1)及び(2)のとおり見直しを行うものでございます。

見直しの内容につきまして、まず(1)の軽課でございますが、表にありますとおり、電気自動車等及び平成27年度燃費基準プラス20%達成車のうち、平成32年度燃費基準達成車につきましては、税率の軽減割合を現行の50%から75%へ引き上げ、また、平成27年度燃費基準達成車につきましては、現行25%の軽減割合が適用されておりますが、これを廃止するものであります。

次に(2)の重課でございます。表にありますとおり、現行は新車新規登録から11年を超えるディーゼル車、それから13年を超えるガソリン車等につきまして、その超えることとなった日の属する年度の翌年度から、通常税率に10%の割合を加算した額で重課

しておりますが、当該重課割合を15%に引き上げるものであります。なお、現行において、重課が適用されておりますバス及びトラックにつきましては、改正後も重課割合を10%のまま据え置くこととしております。

以上の改正につきまして、平成26年4月1日から施行したところでございます。

以上でございます

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、酒井委員から先ほどご質問のあった分についてのご答弁をお願いします。

安部税務課長 自動車取得税の税率の引き下げによる税収への影響額ということでございまして、現行5%の税率が3%に、それから軽については3%から2%にということで、税率が引き下げられました。このことによる影響額といたしましては、4億5千万円、税収として、本県におきまして税収減になるということでございます。

それから、エコカー減税の拡充に伴いまして、税収の減が発生するというところでございます。そちらの資料の(2)エコカー減税の拡充と書いてありますが、これで約7千万円の減というふうに見込んでおります。

合わせまして5億2千万円の減ということで見込んでおります。

以上でございます。

酒井委員 結構大きい額になるんですけど、減額された分は、交付税等である程度見てくれる見込みがあるんですかね。

安部税務課長 今回の自動車取得税の税率の引き下げにつきましては、消費税の引き上げとセットの上で議論されてきたという経緯がございまして、自動車取得税の税率の引き下げはどちらかという、引き下げが先行した形で今行われております。

自動車関係の課税につきましては、もう1つ自動車税という税目がございまして、自動車取得税のとももって持っていた環境性能に着目した賦課のあり方を自動車税でも引き続き引き継ぎまして、自動車税の中で環境性能割という新たな課税方式を採用することで税収を確保するというところで、今、与党税制改正大綱の中でなっております、具体的には、自動車の取得価格に対しまして、燃費性能に応じてあるんですけども、税率としましては、ゼロから3%の間で新たな税率を設けて、環境性能に応じた賦課を行うということが予定されているというようなことでございます。

酒井委員 勉強会でもちょっと申し上げたんですけど、27年度以降もこの消費税絡みで、これがゼロになるという国の方針ですけど、その点はちょっとわかれば教えていただきたいと思っております。

安部税務課長 消費税率が10%の段階で、自動車取得税は廃止するというところで、これは与党の税制改正大綱の中で決められておりますので、10%になれば廃止になるということでございます。

酒井委員 逆に軽自動車税が、市町村の分がかなりアップするというところでありますが、その見通しもちょっと含めて。

安部税務課長 軽自動車税の税制改正につきましては、今回の地方税法の改正の中で、もう既に改正済みでございまして、軽自動車税は通常7,200円という税率であったものが、1.5倍の1万800円にということで、平成27年度から引き上げられます。

ただ、新規に取得した軽四輪につきましては、平成27年4月1日以降、取得したの
から対象になりますので、その分については平成28年部分から引き上げになるというこ
とになっております。

濱田副委員長 重課の一番下のバス、トラックは、もうほとんど営業用は10年を超えて使
っています。それで、この括弧の一部の車両を除く、この一部ってどんな車両なんですか
ね。

安部税務課長 バス、トラックの中でも比較的燃費性能の悪いバス、トラックについては
15%に引き上げられるということをごさいます、通常、基本的には10%のまま据え
置くんなんですけども、やはり自動車の貨物の運送とか、それから買いかえるにしても非常に
高額でありますので、そういったことを考慮して、基本的には重課を引き続き同じ税率で
いくということになっておるんですけども、燃費等の性能が悪い分については、やはりそ
れでも買いかえさせる必要があるということで、15%の重課が適用されるものの中には
あるということでもあります。

濱田副委員長 その判断は誰がやるんですか。車検か何かの時点でやるんですか。燃費悪
いというのはどこの判断ですか。

安部税務課長 燃費そのものは、もう車そのものに、燃費のどれくらい走るとかいうのは
車ごとにわかっておりますので、それに応じて自動的に区分されるという形になっており
ます。

濱田副委員長 チェックは車検か何かでするんですか。

安部税務課長 車検証の中で燃費基準等に合致している、合致していないというのは表示
されますので、それで判断するようになっております。

濱田副委員長 はい、いいです。

吉岡委員長 ほかの委員の皆様、質疑はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、これで質疑を終わります。

本案は、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願39特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について、改めて執行
部の説明を求めます。

太田県政情報課長 お手元の青色の継続請願文書表の3ページをごらんください。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出を求める請願でございます。

昨年12月13日に公布をされました特定秘密保護法については、我が国の安全保障に
関して特に秘匿を要する情報を、国の行政機関の長が特定秘密として指定し、保護するも
ので、防衛や外交などに関する機密情報の漏えい防止をする体制を整え、国及び国民の安
全確保を図ることを目的として制定されたものでございます。

この特定秘密の指定は、情報保全諮問会議の意見を聞いた上で、閣議決定を経て策定さ
れ、運用基準に基づいて行われることとなっており、また、特定秘密を取り扱う者は適性
評価をクリアした者に限られ、漏えいをした場合には罰則が適用されることとなっており

ます。

現在、公布後1年以内とされた本法の施行に向け、この施行令や特定秘密の指定、適性評価等の運用基準について、有識者で構成される情報保全諮問会議において、具体化に向けた検討がなされているところと承知いたしております。

以上でございます。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様からご質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決をいたします。（「いいですか」と言う者あり）

首藤委員 質問ではないですけども、意見として、この秘密保護法案の法律が制定されて施行に入ろうかという状況だと思うんですが、私ども秘密保護法案そのものは反対という感じは持っていませんが、今出されている法案が、まだまだやっぱり透明性や、そしてまたチェック機能等が十分かどうかというところに疑問がありますので、とりあえずこのことについては賛成という立場をとらせていただきたいと思いますと思っております。

酒井委員 第1回定例会で出されて、継続審議になったわけですね。したがって、今度はまた継続ということで、今、審議をしているんですけど、3月のときの総務委員会、私どもおらなかったから、どういうことでこれが継続になったのか、わかりません、ここでは。

吉岡委員長 継続の意見が出たら、まずそれを優先して採決することになります。

佐々木委員 採決を、挙手を取ればいいんじゃないですか。継続とかなんとか、委員長がさっき「採決をとる」と言ったら首藤委員が意見を述べたので。

吉岡委員長 継続審査のご意見が出れば、継続審査をまず諮ります。継続のご意見がありますか。（「委員長が予定どおりやればいい」「採決を」と言う者あり）。

吉岡委員長 それでは、請願の採択について採決をいたします。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 本請願は採択すべきものと決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

吉岡委員長 賛成の挙手は、三人でございますね。

賛否が同数でありますので、委員長である私が裁決をいたします。

本請願は不採択といたします。

以上で付託案件の審査を終わります。続いて付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております陳情42地方自治体における政党機関紙しんぶん赤旗の勧誘・配布・販売について、実態調査を要請する意見書の採択を求めることについて、執行部の意見を求めます。

宮迫人事課長 陳情の趣旨は、公務員の職場での政党機関紙の大量購読は地方公務員法で定める政治的中立性に疑念を持たせかねないことから、実態調査を求めるとのことです。

地方公務員は、全体の奉仕者としての使命があるため、特定の政党などに偏った行動を行うことはその使命に反するおそれがあり、また、行政の安定性、継続性を維持するため

に、職員を一定の政治活動から遮断する趣旨で地方公務員法第36条で職員の政治的行為が制限されております。

このような趣旨を達成するのに必要な範囲内で政治活動が制約されているものでございまして、法律が制限していない政治活動を行うことは職員の自由とされています。加えて、憲法上保障されている思想及び良心の自由も考慮する必要があると思われま

参考まででございますが、同様の調査を行った川崎市が訴えられた例があります。東京高等裁判所の平成23年9月29日の判決において、「調査は違法なものとは言えない」とされたものの、「思想及び良心の自由の保障との関係で、限界に近い領域にあると言わざるを得ないものがある」、「本件アンケート調査の実施が、その実施方法も含めて最善の措置であったとはいえず、実施すること自体の当否や実施するとしてもより穏当な方法について慎重な検討が尽くされたとは言えず、適切な判断がされたとは認め難いところもある」との付言がなされているところでございます。

以上でございます。

吉岡委員長 この陳情について、ご意見等はございませんか。

濱田副委員長 今、読み上げたところで大体様子はわかったんですけども、我が県の、例えば県庁内部とか、あるいは市町村において、こういう事例が認められるのかどうか、調査はやりましたか。

宮迫人事課長 そういう調査はやってございませんので、実態のほうはつかんでおりません。

濱田副委員長 県庁内はどうですか。

宮迫人事課長 県庁内も具体的な調査はやった経緯がございませんので、実態はつかんでおりません。

酒井委員 これは、しんぶん赤旗ということで陳情が出ているわけですけど、これにやっぱり類したのがあると思うんですよね。この場合は赤旗だけに限定をされておりますが、ほかの関係もありますね。ここで結論を出すというのは難しいと思うし、陳情者が、陳情・請願権は法的には認められておるものの、この提出者が福岡の人なんですね、ここにあるとおり。そういう権利はあるものの、やっぱりそうしたことを踏まえて、もう少し慎重に議論すべきじゃなかろうかというふうに思っております。

吉岡委員長 ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにないようでございますので、以上で陳情については終わります。

この際、総務部関係で何かございませんか。

安部税務課長 先ほど、第2号報告で、大分県税条例、専決の条例改正につきましてご説明いたしました。その中で濱田先生のほうからご質問がありました重課の関係のバス、トラックのうち一定のものを除くというところの説明で誤りがございまして、訂正させていただきます。

今回、10%の重課から15%に重課税が上がるんですけども、これの対象となるのは、一般乗り合い用のバスと非牽引車、引っ張られる動力のついていない非牽引車がありますけれども、これはもともと重課の対象でなかったということから、今回15%の重課に上がりますけれども、引き続きまして、重課の対象から外れるというようなことでござい

ました。大変済みませんでした。訂正させていただきます。

酒井委員 その他でいいですか。具体的には申し上げにくいですが、指定管理の関係で、指定管理を受けたところが下請と申しますか、ほかの業者に渡した際に、やっぱり雇用問題でその下請をしたところが、雇用をやっぱりしたときに「継続的に雇用しますよ」ということで雇用契約を結んだ例がありながら、結果としては、ある一定の時期に来たときに、首を切ったら労働基準法違反になりますので、自主退職をしてもらいたいということ等から結局はやむなく自主退職したというような例があるわけがございますから、指定管理を県が実施するに当たっては、やっぱり下請のそういう雇用問題を含めて、そこまで十分調査をしながら行っておるのか、そのことについてちょっと聞きたいと思います。

山本行政企画課長 指定管理者が部分的に業務、例えば清掃ですとか庁舎の保守点検ですとか、そういうものをほかの業者に委託に出すと、業務を下請に出すということは、これはあり得ることになりますし、全く気にとめていません。

県のほうといたしましては、指定管理者に対する指導といたしまして、そういった下請契約の段階においても、労働法令については十分遵守をし、契約関係を結ぶようにという指導をこれまでも繰り返してございます。

個別具体的な例で、例えば契約関係をどうしても打ち切らざるを得ないですとか、そういう場合は、また具体的な例としてはあろうかというふうに思っておりますけども、県といたしましては、引き続き十分労使関係、注意をしながら業務に当たるように指導してまいりたいというふうに思っています。

酒井委員 はい、わかりました。

吉岡委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 それではこれで総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔総務部退室〕

吉岡委員長 暫時、休憩いたします。

14時03分休憩

14時09分再開

〔企画振興部入室〕

吉岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、企画振興部関係の審査に入ります。

去る4月14日の初委員会においていただいた今年度の組織と事業に関する説明を踏まえ、先月14日の中部振興局管内を皮切りに、今月4日の豊肥振興局管内まで、県内所管事務調査を実施いたしました。

各振興局並びに関係団体の皆様には、安心・活力・発展プランの仕上げに向けて、有

形、無形の地域の資源を生かしたツーリズムや芸術文化・スポーツ・学術の振興、また地域の底力の向上など、多様な課題に積極的に取り組んでいただいております、そのご苦勞に敬意を表しますとともに、忌憚のない意見交換をさせていただきました。

今回の調査につきましては、今後の委員会運営、あるいは議会活動の参考とさせていただきます。

日高部長を初め執行部の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

まず、第74号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第1号）について、本委員会関係部分のうち企画振興部関係分の説明を執行部に求めます。

日高企画振興部長 それでは私のほうから予算の説明をさせていただきたいと思います。

議案書と、総務企画委員会資料としてお配りしておりますもので説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、総務企画委員会資料とある部分の1ページをお開きいただきたいと思います。補正の状況をまとめた資料でございます。

今回の補正額は、一番下の合計欄にありますように1億4,331万2千円の増額をお願いするものでございます。既決予算額が101億2,953万5千円でございますので、これと合わせますと、補正後の予算額、企画振興部の予算額は102億7,284万7千円となります。

次に、補正の内容についてご説明いたします。この補正の、こちらの議案書のほうの補正予算に関する説明書がございますが、この補正予算に関する説明書のうちの13ページをお願いいたします。

このページの事業名にありますように、県立美術館建設事業費に1億4,331万2千円、これをお願いするものでございます。この内容につきましては、もう一回戻って恐縮ですが、先ほどの補正予算に関する総務企画委員会説明資料の2ページから説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回、県立美術館の建設工事については、スライド条項の適用によりまして、工事費の増額をお願いするものでございます。スライド条項と申しますのは、大分県公共工事請負契約約款の第25条に規定されておりまして、建設工事の契約した後、工期内において労務賃金や資材の価格変動があった場合に、実勢価格に応じて工事請負金額の変更を請求できるという規定でございます。

その内容につきましては、次の3ページに資料を添付しておりますけれども、その詳細な説明はもういたしませんで、こういう内容になっているということでご理解いただければと思います。ちょっとその状況を2ページに戻っていただいて、説明させていただきます。県立美術館の建設工事については、1ですけれども、建設時の平成24年度に比べまして、コンクリートの単価及び労務単価が急激に上昇しております。コンクリートの単価、最初の丸ですけれども、これについては、平成24年度に比べ、80%の上昇が見られております。これは大分地区でこれだけの上昇ということでございます。それから労務単価も20.3%上がっております。このような急激な資材及び労務単価の上昇を受けまして、工事請負業者からスライド条項の規定に基づいて、工事費の増額の申請があったということでございます。下請企業を含めた工事関係者の適切な賃金水準の確保、あわせて工事の質の確保を図るために、今回建設工事費の増額をお願いしたいと考えております。

その2番にしてスライド額を書いておりますけれども、美術館の建設関連工事は本体建築工事を初め、ここにあります7つの工事を行っています。このうち、ペDESTリアンデッキの工事と造園工事を除く5つの工事について、今回増額をお願いするものでございます。上から見ていきますと、本体工事、建築工事が濃い字ですね、太字で書いているところを見ていただきたいんですが、1億1,134万4千円、電気設備工事が549万6千円、空調設備工事が1,981万7千円、衛生施設工事301万8千円、外構工事363万7千円ということでございまして、合わせると総額で1億4,331万2千円となるわけでございます。ペDESTリアンデッキ工事については、増額申請の意向がないか確認しておりまして、造園工事については、上昇後の新たな単価で設計しておりまして、いずれも増額の必要がないということでございます。

なお、これら7つの工事における協力業者の状況を3に書いております。いわゆる下請企業の総数は334社でございますけれども、このうち155社、割合にして約46%、半分が県内企業となっている状況でございます。

1ページをちょっと飛びまして、4ページに県立美術館建設に係る事業費のこれまでの分を含めた集計表を掲げさせていただいております。今回の補正を加えた結果ですけれども、建設費と推進費等とに分かれておりますが、建設費等の欄の一番右の合計欄を見ていただきますと、99億7,442万6千円ということで、100億円を下回っておる状況でございます。ただ、広報費などの推進費を加えますと、101億2,081万5千円となっております。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、先ほど審査いたしました総務部関係分とあわせて、本委員会関係部分について、採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第77号議案物品の取得について、執行部の説明を求めます。

佐藤県立美術館推進室長 続きまして、第77号議案物品の取得について、ご説明申し上げます。議案は11ページのほうをごらんください。お手元の総務企画委員会資料のほうは5ページをお開き願います。

今回、取得する物品は、美術館の展示室に置く、展示ケース、ショーケース一式です。まず、独立展示壁は、写真Aのようなものです。主に絵画などを掛ける移動式の壁です。次に右上をごらんください。Bが移動展示ケースです。日本の古い絵画やびょうぶなど大きな作品を展示します。Cの傾斜型のぞきケースは、日本の古い巻物や書物などを展示するものです。Dの平型のぞきケースは、印鑑や小物のオブジェなど日本の古い作品を展示します。最後に、右下の写真ですが、Eのあんどん型ケースですが、竹工芸や彫刻などの作品を展示するものです。いずれも美術館の展示室で使用いたします。

主な特徴としましては、古い作品が劣化しないように気密性を高めたケースとなります。また、展示に用いるため、透過性の高いガラスを採用し、フレーム枠を設けない工夫をしております。

取得予定金額は、1億7,064万円です。

契約の相手方は、一般競争入札の結果、県内企業の岩尾株式会社でございます。

ご審議のほど、よろしくごお願い申し上げます。

吉岡委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」という者あり〕

吉岡委員長 別にご質疑もないようでございますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております陳情43 免税軽油制度の継続を求めることについて、執行部の意見を求めます。

細川観光・地域振興課長 陳情文書表の43をごらんください。免税軽油制度の継続をを求める陳情についてご説明いたします。

軽油には、軽油本体価格1リットルにつき32.1円の地方税が課税されます。平成20年度までは道路整備に使用される目的税であったため、道路使用に直接関連しないと認められ、政令において列挙されたものに限り、課税免除が認められております。スキー場の整備のために雪を圧縮する機械、あるいは雪を製造するための装置の使用も免税対象の一つとなっておりました。

平成21年度の税制改正によりまして、軽油引取税が普通税となりましたが、特例措置として24年3月31日までの3年間は免除されました。その後、利用率が極めて低く、1件あたりの免税額が僅少なものを除いて、さらに3年の免除措置の延長が行われ、平成27年3月31日までとなっております。

本団体は、全国のスキー場やリフトの運営をしている事業の団体でありまして、本県において免税対象になっている事業者は1社でございます。

以上でございます。

吉岡委員長 この陳情について、ご意見等はございますか。

濱田副委員長 前もたしか、こういう陳情のときは、漁船の重油であるとか、あるいはいろんな倉庫内の使う物とか、いろんなものが一緒の団体で申請を受けたというふうに記憶をしておるんですが、今回、他の団体からのあれはまだないんですか。また、その横の連絡はどんなふうになっておりますか。

細川観光・地域振興課長 ただいまのところ、他の部局に同様の陳情があったということは知っておりません。

濱田副委員長 毎年、特に水産、大きな船は重油らしいんですけども、いわゆる漁船です、魚をとる、ある程度の規模のものは今ディーゼルエンジン、軽油でありますので、

その辺もあわせてちょっと調査をしてみたらどうかと思うんですが。

もうとにかく燃料の高騰で、いろんな業種が非常にもう赤字寸前なんですね。これだけ油の値段が上がりますと、全ての事業に影響しますので、これ自体は私は当然やるべきだというふうに思いますけれども、ただ、ここだけじゃなくて、もっと広い範囲で適用すべきじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひあわせてやっていただきたいというふうに思います。

吉岡委員長 ほかに、ご意見等はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかに、質疑等ないようですので、以上で陳情について終わります。

執行部から、3件、報告の申し出がありますのでこれを許します。

まず、芸術文化スポーツ振興課所管の国東半島芸術祭及び大分フットボールクラブについて、報告をしてください。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 国東半島芸術祭についてご説明申し上げます。

まず、先日の県内所管事務調査では、たいへん暑いなか、千燈プロジェクトの視察及び地元の方々との意見交換をしていただきたいへんありがとうございました。

資料でございますが、別添のA3のカラーの資料を用意しております。

この事業は、国東半島が有する美しい景観と自然、固有の歴史文化などの地域資源と現代アートを融合させる取り組みによりまして、国東半島の魅力を高め、芸術文化の振興を図るとともに、新たな来訪者層の発掘によりまして交流人口の増加や地域の活性化を目指すものでございます。平成24年度から展開してまいりました国東半島アートプロジェクトの集大成として、本年10月4日から11月30日までに開催するものです。この芸術祭の開催は、来春の県立美術館の開館とあわせて、多くの方々に多様で質の高い芸術文化に触れていただく機会の一層の充実につながるものと期待をしております。

それでは、平成26年度の主な事業をご紹介します。

作品展示を行う場所を、地図中に①番で示してあります。①番は全部で6カ所あり、26年度に新たに設置するのは、豊後高田市の真玉地区、国東市の成仏地区と岐部地区の3カ所につきまして、写真をあわせて掲載しております。

作品の内容といたしましては、豊後高田市の真玉地区ではIT技術を駆使し、鑑賞者の動きに連動して変化し続ける映像作品を設置いたします。また、国東市の成仏地区では岩肌面に100個のデジタルカウンターを取り付けます。また、岐部地区では小高い丘の上に展望台となるような木造の構造物を設置する予定にしております。

この6カ所の展示と、地図中の青い色の②番のアーティストによる滞在制作作品の展覧会等を行うようにしております。それからオレンジ色の③番ですが、こちらはダンス公演などのパフォーマンスを実施いたしますが、これらの3つの柱といたしまして、あとアート鑑賞と自然や歴史・文化の体験を組み合わせたバスツアーやアーティストによるトークイベントなどを実施いたします。

さらに、各種団体等が実施する芸術文化の関連事業や来訪者に対するおもてなし事業などへの助成や、ボランティアスタッフの募集など地域の方々が本芸術祭に主体的に参画していただけるような取り組みも行っております。

この機会に、多くの方々が国東半島を訪れていただき、アート体験を通じて国東半島の

持つ豊かな魅力や、ここでしかできない体験をしていただければと考えております。

以上でございます。

吉岡委員長 では、続けてもう1件、お願いします。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 続きまして、大分フットボールクラブにつきましてご報告をさせていただきます。

資料の6ページをお開きください。

まず、1の大分フットボールクラブの状況でございます。(1)の決算状況と債務超過額の推移をごらんください。大分トリニータがJリーグでプレーし続けるために必要なクラブライセンスを維持するためには、表の一番下にあります債務超過額を平成27年1月末までに解消するということが必要でございまして、同社の最大の経営課題でございました。

表にはございませんけれども、平成22年の1月末決算では、約12億円の債務超過を抱えておりましたけれども、その後の経営改革によりまして、毎期黒字を計上いたしまして、J1昇格支援金などもございましたので、4年間で約8億円の債務超過を圧縮することができました。これによりまして、表の左の3列目、平成26年1月期の決算見込みのところでございますけれども、残る債務超過額が約4億円となり、これを解消するために(2)の債務解消に向けたスキームの検討でございますけれども、こちらにありますように、平成25年12月13日に大分トリニータを支える県民会議におきまして、3億5千万円を企業再生ファンドで資本増強し、残る7千万円につきましては経済界と行政に出資をお願いするという方向性が示されました。

これを受けまして、(3)の増資でございますけれども、本年3月20日に開催された同社の臨時株主総会で、企業再生ファンドからの3億5千万円の第3者割り当てによる増資と同時に、多額の累積損失を会計処理上圧縮するための欠損填補を目的とした99%減資が決議されております。

続きまして、4月28日に開催された同社の第16期定時株主総会で、経済界から5,700万円、行政から2千万円、うち県が1千万円の合計7,700万円の第3者割当てによる増資が決議されております。この経済界と行政による増資は5月20日に完了をいたしまして、表の一番右の列にございますように、一番右の列の⑥のところでございますが、債務超過額がプラスとなっております。同社の最大の経営課題でございました債務超過の解消に至っております。

また、表の左から4列目の平成26年1月期実績の欄でございますけれども、J1昇格支援金を含めまして2億2,100万円の当期純利益を計上しております。

今後、同社としては、企業再生ファンドの出資については永続的なものではございませんので、仮に買い戻しが必要となった場合、その原資を確保するためにも、まずは同社がこれまで以上に経営努力を尽くすことはもちろん、再びJ1の舞台で戦えるようにしっかり戦って、多くの観客に大分銀行ドームに足を運んでもらうことが大切だと思っております。大分トリニータは現在、22チーム中6位と、まずまずの戦いを続けておりますけれども、今後さらに勝利を重ねていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

吉岡委員長 ただいまの2件の報告について、ご質疑はございませんか。

阿部委員 国東半島芸術祭、これについて質問というよりお願いをさせていただきたいと思うんですけど、これは毎年ずっと、アートプロジェクトとして何年かやってきましたよね。今度の10月4日からの芸術祭、これを頂点としてやってきたわけで、これで一応終わりになるわけですね。そこで、やはり国東半島、私のほうはここに目をつけているのは、国東半島という全体像を見たときに、国東半島宇佐地域の世界農業遺産認定もありますが、やはり特に国東半島のここら辺ですね、今地図に載っているここら辺、ここら辺の部分について、やはり企業進出という観点から見たときは非常に難しいような地域性がありますので、やはりこういうところをいかにこれからやった、この国東芸術祭、アートプロジェクトを残していくかということ、これは足跡をしっかりと残して行って、そしてやはり農業遺産と連続させて、どういうふうに連携させていくかということも大事だと思いますし、また、来年のデスティネーションキャンペーン、これにどう絡み合わせるかということも考えていただいて、特にここの担当である美術館、来年の春に完成する同じ芸術文化、特に芸術部門ですから、やはりそれはここだけの問題であればいいということではなくて、ここまでやったわけですから、ここも、ここらをさせていくようなこともしっかり考えてやっていっていただきたいな。

そのためには、この部分は豊後高田市と国東市と、この2市が、今までは参加をしながら負担金を出してやってきているんですけど、これはもう先に戻ってもしようがないことなんですけど、これからそういう大きな国東半島というキャンパスを考えてみたときに、やはり宇佐市も、宇佐、国東半島ということで宇佐市も、そして特に杵築市もここに加えて、この国東半島という半島をどうしていくか。特に私は、昨年質問の中にも言ったんですけど、やはり空の玄関が、空港があるわけですし、JRはそれぞれ宇佐駅、また杵築駅もありますし、高速道路もそれぞれにインターがあるわけですから、そういうところをしっかりと踏まえて、そして、特に振興局とタイアップしてやっていく、それぐらい大きな、もう部局をわたってこのことを考えていただきたいということをぜひお願いをしておきたいと思います。

特に、大分県芸術祭、かつてありました。しばらくはそれぞれの地域地域で芸術祭の流れを引き継いでずっとやってきましたが、もうほとんどそれが消えてしまっているというふうに言っても過言でないような状況になっていると思いますので、そういうようなことにならないように、私はこれは国東半島の活性化を大きな要因に、一因になるというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。これは要望で結構です。

吉岡委員長 要望ということで、特に執行部のほうからもよろしいですか。（「言わせていただいていいですか」と言う者あり）

土谷芸術文化スポーツ局長 今、国東半島、それから企業の進出とかいろいろお話しいただきました。私も今、新しく芸術文化ゾーンという考え方をしておりまして、美術館と、それから前のオアシスと一緒にあって、それが中心になって、ただ、大分市だけではなくて、地域の皆様の文化とどう結びついていくかというのをこれから大事にしていきたいというふうに思っております。せっかく学芸員もたくさん来ておりますし、また地域の館でもそれぞれ学芸員の方もいらっしゃるし、また地域で活動されてきた、これまで活動されてきた文化協会の方もいらっしゃいますので、そういうご意見を聞きながら、県全体

として文化などが盛り上がるようにというふうにこれからも考えていきたいと思っておりますので、よろしくご指導いただければと思います。

阿部委員 佐々木先生のところのホーライエンヤとか、国見の国見歌舞伎とか、もう国東に行けば文殊仙寺とか、そういうお寺もありますし、こういうところをどう取り込んでいくかということが大事なことなので、そこのところをお願いしたい。

濱田副委員長 我々も、この写真の、この間の調査でここにも登らせていただきました。これがアントニー・ゴームリーさん、本当にご無理さんで、かなり無理をして登って、ひょっとするとあれは転落、落ちるんじゃないかというふうな危険な目に遭ったので、やっぱり安全対策ですね。

それから2市にまたがる大変広域な地域でありますから、いわゆる外部から見える人、どんな誘導の、例えば、もちろん周遊バスも出るでしょうし、また自家用車で行く人にとっては案内板の設置なんかも、この前バスで行かせていただいたけども、そうこう周りに案内をするような看板等も目立ってなかったんですね。だから、そういうふうに、せっかくこんなたくさんあるのがあるの、そこを、じゃあ、これ全部登ったら本当に1日とか半日で済まないと思うんですね。やっぱりその辺のもうちょっと親切さとか、現実これをやるのは、例えばあなたたちが行って毎日やるわけじゃないでしょうから、当然、地元の2市がやるので、その辺の本当にいわゆるお金出してこういうものをするという意思がその市町村に伝わるような、そういうようなちゃんとした、まあ毎日ちょっと無理でも、ある程度の期間、長い期間ですから、特にやはり周遊をどんなふうにやらせるか。入り込みは、例えば大分空港からのほうに、こっちからもいろんなところから入り込むので、その辺の総合的なプラン、そしてやはり宣伝と広告といいますか、そういうものをちゃんと知らせんと、行ったけど、1日回ったけど、何かちょこっと周りだけ見たとかいうふうになりかねないので、やっぱり相当広域ですから予備知識を与える。いわゆる来られる人に予備知識を与える。そして、それに対して周遊のバスであるとか、あるいは自家用車で回る手順、そういうものをしっかり広報をする必要があるというふうに思っておりますので、その辺の対策はどう考えているんでしょうか。

高橋芸術文化スポーツ振興課長 おっしゃるとおりで、安全対策はまず第一だろうと思っております。それぞれ若干危険な箇所もございますので、そういったところは案内表示はもちろんですけども、案内するときには必ず誰か、その詳しい方がついて、「ここは危ないですよ」というような、そういったご案内をするように考えております。

それと、もう1つ、周遊のお話ですけども、今、国東市と豊後高田市、それぞれインフォメーションセンターというような位置づけで2カ所設置をするようにしております。基本的には、バスとかにしる、そこを起点に回るようなイメージでおりますけども、先生おっしゃったとお入り入る形はいろんな形がございますので、それぞれの、例えばプロジェクトの箇所ごとに、やっぱり案内、周遊の方法とか、そういったものをきちっと表示するなり、情報提供できるような、そういった形で安全に、確実にプロジェクトのほうに到着できるようなそういった方向で運営したいということで考えております。

佐々木委員 これは大変ありがたいことなので、今、阿部先生がお話ありましたように、広く、せっかくの世界農業遺産に登録された地域でもあるのでですね。

それと具体的に、今、天台宗と、ここの仏像の設置、撤去の問題が取り沙汰されてお

ますけれども、丁寧に説明をして、残す方向でやっていただきたいなど。私もあそこにあるから登った。登ってみて、遠くは姫島も見えるし、空気もおいしいし、いいところだなあなんか思って、また、六郷満山で両子寺を中心に修験者の峰入り行等、あそこはコースにならなくても、我々は「ああいう険しい道を修行されているんだな」という、そういう雰囲気を経験できたこともありがたいなど。こういうものがなかったら、我々はあそこに登ることが今までも、これからもなかったのかなど。

それともう1つは、新聞にも出ておったと思うんですが、この国東半島芸術祭とか、アートプロジェクトも含めて、これをきっかけに多くの人に来ていただくとしたら、民泊であったり、温泉であったり、いろいろなものをもう少しアプローチして、そして、今、若い子供を、特に女の子なんかはお寺で民泊して座禅を組んだりお説教を聞いたり、こういうものが物すごく好まれるんじゃないかなど。だからアートだけに、そこを意識して説明するよりも、夜は両子寺で民泊をお願いしますよとか、神社をひとつ取り込んでしまって、こんないいところもあるんだよと、我々もお寺としてかかわっていきたいよという、何かアートプロジェクトとか芸術祭とか、こっちに偏ってしまっているんじゃないかと、お寺や国東半島の神社それぞれが参加して国東半島を、この芸術祭を盛り立てていくという。

それともう1個、豊後高田なんですけど、皆さん方日本の3叡山というのを知っていますね。東叡山、比叡山、西叡山。西の叡山の西叡山が豊後高田にあるんですよ。東叡山は上野の寛永寺なんです。比叡山はもちろん。だから、その日本の3叡山があるのを、国東半島の位置づけの中で、そのものもあるのかなとかね。だから、阿部先生が言うように総合力で芸術祭やらこのアートプロジェクトを仕上げたいなど、こういう思いであります。

私は情報化時代なので、こういうものをやって国東半島をここにありという、これはいいことだと思っております。頑張ってくださいと思います。答弁はいいです。

吉岡委員長 たくさんのご意見が出ましたので、また参考にして取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、この件に関しては、ご質疑もないようでございますので、執行部は報告を続けていただきたいと思います。県立美術館の進捗状況について、お願いいたします。

佐藤県立美術館推進室長 県立美術館整備の進捗状況についてでございます。

総務企画委員会資料の8ページをごらんください。

8ページ、お手元の写真は、6月19日現在の定点写真です。写真の手前部分が展示棟、奥の一段高い部分が管理棟です。右隅に見えますのがペDESTリアンデッキです。工事は順調に進んでおまして、現在は内装工事を行っているところでございます。

その次の9ページをお開きください。

建物西側の市道高砂東春日線のつけかえ工事についてご説明します。

市道つけかえ工事は、今年度、3回の住民説明会など地元協議を行った後、工事に着手し、現在、埋設物であるガスパ等の移設を行っているところでございます。当初、美術館への大型車両進入経路は、住吉川西側の住宅地内を通る計画でした。左側の当初計画でございますが、安全性などを考慮し、国道197号からの進入に変更したものです。右側が変更計画、斜めの道路が垂直に、直角に国道197号と接しております。

同時に、市道西側の敷地につきましては、当美術館を利用する観光バスの乗降場として、また、大型車両が住宅地方面へ進入しないよう、その市道をずっとここへ進んで、住吉川を越えて住宅地内に侵入しないように、旋回スペースを設けることを検討しているところ です。

今回の市道のつけかえによる新たな交差点に関しましては、警察、それから土木建築部と協議の上、信号機の設置や横断歩道の移設などを行い、利用者などの安全性確保に努めています。あわせて当初計画ではできなかった別府方面からの出入りを可能にするなど、利用者の利便性も大きく向上させています。

今後関係者との連携を密にし、工事を進めてまいります。

以上でございます。

吉岡委員長 以上で報告は終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑はございませんか。

首藤委員 今回の道路の改良工事のところについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

美術館そのものは順調に進んでおるということで、この建物は何と言っても、普通、今回はあそこの芸術会館の収蔵品をふやすということではなくて、むしろそのまま内容物は県ということなので、言いかえたら、建物そのものが美術品とか芸術品と言われるような、そういったものを目指して頑張っておられると思いますので、ぜひそういった意味で、建物が注目、皆さんが、世界の人からも見に来ていただけるような建物に仕上げてくださいますことをお願いしたいと思います。

その上でちょっと、全然違う立場から申し上げますが、さっき言った道路改良工事の概要ということで、市道のつけかえ、これは市道か県道かちょっと私は知らないんですが、前のほうは県道に、市道だったのが県道に変わっておるようですが、つけかえも市道なのか県道なのかちょっとわからないんですが、この工事に伴って、今までは、この前に言ってませんが、駐車場というのがその横にあるわけですね、この前にですね。もうご案内のとおりだと思いますが、この駐車場が市道をつけかえることによって交差点の中に入ってきたというような、交差点が移動してきたということになるのかもしれませんが、そういうことになると、駐車場法あたりでは、基本的には交差点の中に駐車場の出入り口を設けないでくださいというのが駐車場法にあると思うんですが、もちろん、法律的に以前のことにはさかのぼるような、そういったことの話は例外的なものがあると思うし、もう1つは交差点の中で駐車場をつくる際には、いわゆる安全確認とか、そういったものに努力するようというふうな、そういう感じになっていると思うんですが、私、ちょっとこの地主の人から相談あった話なので、その後の地元での経過というのが、最後、わかりませんので、もしずれがあったらお許しをいただきたいと思いますが、私はやっぱり、道路を改良して新たに交差点ができる、駐車場の前にできるというのは、駐車場を取り込んでしまうというふうな話の場合には、やっぱり余り好ましい状態ではないのではないかなど。法律そのものは、駐車場法は今ある駐車場についての、改めて遡及はしないというふうな感じにはなっていますが、本来の目的というのは、駐車場法というのは、やはり交差点内は渋滞とか事故も懸念されるので、できるだけやめてください、安全確認をとということなので、そこら辺については、安全確認ということをしっかりされているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

佐藤県立美術館推進室長 まず、駐車場法に関しましては、新たに駐車場法が規制する対象者というのは、駐車場の設置者ということでございまして、駐車場法で交差点の新設等が規制を受けるわけではございません。

ただ、今回の分は市道のつけかえそのものにつきましては、そもそも要するに住宅地内を大型の観光バスが通る計画でしたが、安全性などを考慮して、国道197号から出入りができるようにという形で、まず市道のつけかえ及び交差点の改良を行っているところでございます。

地域住民との今年度3度にわたる地元説明会などを踏まえまして、美術館に入ってきた大型車両、観光バスなんかがそのまま奥の住宅地内のほうに抜けないように、今回、西側大型車両旋回スペースというのを設けて、入ってきた国道197号方向へ出る際には誘導するといったことも検討しておりますし、それから交差点そのものにつきましても、歩行者、それから車両の安全性を確保するため、警察とか土木事務所と協議を行いながら、横断歩道の設置と歩車分離の信号機の設置など、安全性を高めることを取り組んでおります。

なお、美術館開館後、記念展開催などで多くの人出が予想されて、周辺の住民に迷惑をかけるようなことが予想される場合には、そういった際には周辺道路にも警備員を配置するなどして、イベントのときには対応していきたいと、そういうことを考えて、安全性確保をしっかりと図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

首藤委員 今言う安全性確保ということなんですけど、やっぱりもともとは駐車場法にも当たらないような、こうした特に交差点が移ってきたような、ここにありますように、横断歩道がこっち左側、別府側のほうに寄ってきて、それが交差点というふうな認識になってしまうという、道路もつけかえられて。今までは単なる敷地であったのが、交差点内に入るような敷地になっているので、私はさっき申し上げたのは、駐車場法の、法律的な対象になるかどうかはわかりませんが、駐車場法の持っている気持ちとしては、そういうことではなくて、やっぱり交通、そういったものに、渋滞とか、あるいは危険性に十分対処しなさいよということが一番趣旨だと思うので、本来であれば、私はこの駐車場の下の出入り口とかを、その交差点と言われるところから移してあげるといったほうが、より正確ではないかなという感じがするんですけどね。

しかし、安全性確保とさっきから言われていますので、それは本当に警察の方とか、あるいは管理者の方が十分協議をして、問題ないということは交通事故とかに対しては簡単なことは言えないと思うんですが、そういう協議をしてきたというお話のようですけど、そこら辺については、しっかりとした協議で本当にそういう安全確保について、どう言っているかわかりませんが、絶対起こらないなんていうのは事故ですからあり得ないとは思いますが、そこら辺、本当に懸念されるので、私の要望としては、やっぱり駐車場の出入り口は交差点から外してあげたら、つけかえということになりますが、それは県のほうが駐車場法の精神が生かされるような、そういう措置をしてあげるべきではないかなという感じがいたしております。でも、そちらのほうで安全確認はしっかりと管理者と警察等が行って、確認書があるかどうかとか、あるいは意見書みたいなものがあるんですかとか、問題ありませんとか書いて、そんな簡単な話ではないかもしれませんが、そういうのがあ

れば、それなりでいいと思うんですが、私は設置をする人から見れば、そこら辺に対しては十分な配慮をしていかないと、やっぱりもしもというふうな、事故でも起こったときの、やっぱりあららという話になったのでは、これは禍根が残ると思うので、そこら辺に対しては十分してほしいということと、それから地元説明会を3回ぐらいやったということなので、私に意見を言った人もその会には出席しているということで聞いていますが、そこら辺もそういった方は最終的には同意をされているのかどうかちょっと気になったので、もうちょっと説明をしていただいたらありがたいと思いますが。

佐藤県立美術館推進室長 地元の説明会は3度行っていますが、今後も直接いろいろ関係者に対しましては、ご了解いただけるように説明を繰り返していこうというふうには考えております。

首藤委員 今、ここで言ってもあれなんで、私のほうから意見だけ申し上げると、やっぱりそういう交差点から外してあげるという、そっちのほうの方がより親切で、事故防止の方向につながるのではないかなと思いますので、ぜひ駐車場の出入り口を移転させてあげるというか、向こう負担というのは、それは簡単な話ですけど、そういうことじゃなくて検討していただきたいということを意見として申し上げます。

吉岡委員長 首藤委員、意見ということでよろしいですね。

首藤委員 はい、結構です。

吉岡委員長 より丁寧な対応で対処していただきたいと思いますのでお願いいたします。

ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにご質疑もないようでございますので、以上をもちまして諸般の報告について終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ほかにないようでございますので、以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔企画振興部退室〕

吉岡委員長 それでは、協議に移らせていただきます。

閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることといたします。

次に、県外所管事務調査につきましては、7月28日の月曜日から3日間の日程で行いたいと思います。内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

吉岡委員長 何か、ご意見はございませんか。

〔協議〕

吉岡委員長 それでは、7月28日から30日までの間、公益財団法人知床財団、北海道オホーツク総合振興局及び北海道立北方民族博物館等において、所管事務調査を行うこととし、今後、受け入れ先の事情変化などにより、行程の一部について軽微な変更の必要が生じた場合は、委員長に一任をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

〔「異議なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 ご異議がないので、そのように決定し、準備を進めてまいります。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

吉岡委員長 別にないようですので、これをもちまして本日の委員会を終わります。